

## エポック10個人登録申請書

受付日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日

登録番号： 号

豊 島 区 長

男女平等推進センターの施設を個人利用するにあたり、下記のとおり申請いたします。

記

申請者	ふりがな 氏 名		
	住 所	〒 ー	
	TEL・FAX	TEL	FAX

※住所が豊島区以外の場合は下欄にもご記入ください。

勤務先	名 称		
	住 所	〒 ー	
在学先 記入欄	TEL	TEL	

利用する項目の「□」に「✓」をお付け下さい。

<input type="checkbox"/>	図書及び資料の貸出し (豊島区立男女平等推進センター条例第6条、同条例施行規則第6条)
<input type="checkbox"/>	研修室及び保育室の利用 (同条例第7条、同条例施行規則第8条)
利用者ID	※公共施設予約システムにて登録をご希望するIDを下欄にご記入ください。 (英数8～16文字・数字のみ8～15文字。大小文字の区別なし・登録後の変更不可。)

※豊島区に関わる(住所・勤務先・学校)の住所を確認させていただく書類等をご提示ください。

確認書類	1. 免許証 2. マイナンバーカード 3. 保険証 (医療証)
	4. 社員証・学生証 5. パスポート 6. その他 ( )

## 男女平等推進センター（エポック10） ご利用にあたって

### ◎ 【重要】利用のキャンセル、使用料の納付・還付等について

1. 使用料は受付窓口にて現金でお支払いください。  
※当面の間はご利用日当日にお支払いをお願いいたします。
2. **ご利用日より前にお支払いいただいた場合、使用料はお返し出来ません。**  
ただし、次の場合はお返しいたします。
  - ① 利用者の責任のない理由により、利用することが出来ないとき。（全額還付）
  - ② 利用日の10日前までに、利用取り消し「還付申請手続き」が終了しているとき。（半額還付）
3. 「還付申請手続き」は開館日の午前9時～午後5時までに窓口で受付いたします。  
※還付申請には「利用承認書」と「利用申請者の印鑑」及び「還付金入金口座の分かるもの」が必要です。ゆうちょ銀行(郵便局)は口座振込用の番号が必要です。

### ◎ 利用上のご案内

1. 「利用承認書」は、ご利用の際に受付窓口へご提示ください。
2. 次の利用時間を必ずお守りください。

平日・土曜日	午前（9時～12時）	午後（1時～5時）	夜間（6時～9時）
日曜日(月一回)	午前（9時～12時）	午後（1時～5時）	

利用後は机・イスを最初の状態にして、時間内に部屋を空けてください。

3. 各部屋での飲食は、「ゴミ」や「空き缶」等をお持ち帰りいただく条件で可能です。  
※机・イス・床が汚れた場合は必ず受付窓口にお申し出ください。
4. 予約は登録団体・関連団体は3か月前、一般団体は2か月前、個人は1か月前の月の初日から可能で利用回数の制限はありませんが、予約開始月初日のみ予約は2枠までとさせていただきます。
5. 営利活動、特定の政治活動、特定の宗教活動、公益を害する活動には利用出来ません。
6. 当センターの利用の権利を、第三者に譲渡または転貸することは出来ません。
7. 大型物品又は大量に物品を持ち込むときは、事前に当センターの承認が必要です。  
※利用時間のなかで物品の搬入と搬出を完了させてください。  
※駐車場の利用をご希望される場合は、受付窓口へ予約が必要です。
8. 当センターは「禁煙」です。
9. 次の各号のいずれかに該当すると判断されるときは、  
「利用の不承認」または「利用承認の取り消し」をさせていただきますことがあります。
  - ①秩序又は風紀を乱す恐れがある、または当センターの管理上支障があると認められるとき。
  - ②利用申請書等提出書類の記載事項に虚偽が認められるとき。
  - ③暴力団その他のこれに準ずる団体等、反社会勢力の利益になると認められるとき。
  - ④不当な差別的行為を助長するおそれがあると認められるとき。

上記について了承の上、利用致します。

〔署名〕

---